



循社第377号

千葉県環境審議会 様

千葉県災害廃棄物処理計画（仮称）の策定について（諮問）

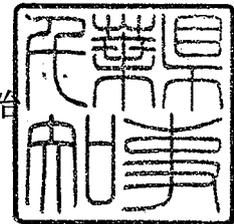
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の5第1項の規定により、都道府県は廃棄物処理計画を定めることとされております。

また、同条第2項第5号の規定により、廃棄物処理計画には、非常災害時における廃棄物の適正な処理に関する基本的事項等に関する施策を実施するために必要な事項について、定めることとされています。

平成28年3月に策定した千葉県廃棄物処理計画において、当該事項を災害廃棄物処理計画として策定することとしたため、同条第3項の規定により下記のことについて諮問します。

平成29年7月21日

千葉県知事 鈴木 栄治



記

千葉県災害廃棄物処理計画（仮称）について



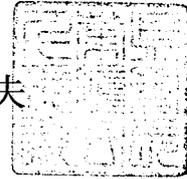
環 第 365 号
千 環 審 第 6 号
平成29年7月26日

千葉県環境審議会

廃棄物・リサイクル部会長 瀧 和夫 様

千葉県環境審議会

会長 瀧 和 夫



審議事項の部会への付議について

平成29年7月21日付け循社第377号で千葉県知事から諮問のあった下記事項について、千葉県環境審議会運営規程第5条の規定により、貴部会に付議しますのでよろしく御審議願います。

記

千葉県災害廃棄物処理計画（仮称）について